

余裕期間を設定した建設工事の実施について

1 概要

本市が発注する建設工事において、契約締結日から工期の30%を超えず、かつ、最大120日を超えない範囲で、余裕期間（建設資機材や労働者等の準備の期間を確保し、受注者の円滑な施行体制の整備を図るための期間）を設定することができる制度です。

2 用語の意義

(1) 余裕期間

契約締結日から工事着手日の前日までの期間

余裕期間内は、

- ① 主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）を配置することを要しない。
- ② 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

※測量は現地作業が伴い、工事の着手に該当するため、実施できない。

(2) 実工期

工事着手日から工事の終期日までの期間

3 余裕期間制度の方式

余裕期間制度で次の2方式を本市では採用しており、発注者においていずれかの方式を選定します。

- ① 発注者指定方式 : 発注者があらかじめ工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。
- ② 任意着手方式 : 契約を締結しようとする日から工事着手日の期限として発注者が定める日（以下「着手期限日」という。）までの間において、当該契約の受注者が工事着手日を指定することにより余裕期間を定める方式をいう。

4 主任技術者等の配置について

主任技術者等の配置については、契約日からではなく工事着手日からとし、余裕期間中は主任技術者等が他工事に従事中等で配置できない場合でも受注が可能となります。

なお、主任技術者等を配置しなくてもよい前提として、余裕期間中は現場への資材搬入や仮設物の設置等を行えないこととなるため、この間の現場管理は発注者の責任において行うこととします。

5 工期決定（当初契約）後における工期変更について

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとします。

6 契約書へ記載する工期

契約締結日から工期の終期日とする（余裕期間を含む）。

なお、特別契約事項として、実工期も契約書に記載します。

7 その他

- (1) 契約保証の期間について
契約締結日から工期の終期日までとする（余裕期間を含む）。
- (2) 前金払の請求について
工事着手日から請求できるものとする。
- (3) コリンズ（CORINS）に登録する「技術者の従事期間」について
技術者の従事期間は実工期とします。

余裕期間制度の方式（イメージ図）

【発注者指定方式】

発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



【任意着手方式】

発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方法

